

Agora 岐阜(アゴラ岐阜)は、さまざまな分野の専門家で構成された集団です。

特集 相続税の節税と不動産賃貸業

相続税・贈与税改革の推進

相続税については、「富の一部を社会に還元する」考え方に立つ「遺産課税方式」への転換を検討する。相続税の課税ベース、税率の見直しについては、わが国社会の安定や活力に不可欠な中堅資産家層の育成に配慮しつつ検討します。税収を社会保障の財源とすること、現役世代への生前贈与による財産の有効活用などの視点を含めて、贈与税のあり方も見直します。(民主党政策 INDEX2009 より抜粋)

遺産課税方式とは

相続税の課税方式には、**遺産課税方式と遺産取得税方式**とがあります。現在日本の相続税の課税方式は遺産取得税方式をとっています。つまり、財産を相続した側を単位として課税する方式です。相続税は明治 38 年に創設以来、遺産課税方式とされていたが、昭和 25 年に遺産課税取得方式に改められ、昭和 33 年には**法定相続分離方式**を導入した遺産課税取得方式が採用され今日に至っている。

遺産 5 億円の資産を現在の課税方式(遺産課税取得方式)により法定相続人の 2 人の子供 A(4 億円の取得)B(1 億円取得)が相続する場合の相続税の計算をしてみよう。

1. 各人の取得額を合計
4 億円+1 億円 = 5 億円 (課税価格)
2. 相続税の基礎控除額を控除
5 億円 - 7000 万円 = 4 億 3000 万円
基礎控除 5000 万 + 2000 万(子供 2 人)
3. 法定相続分に分け、税率を乗じ、相続税の総額を算出
A: $43000 \text{ 万} \times 1/2 = 21500 \text{ 万円}$ 21500 万円
 $\times 40\% - 1700 \text{ 万円} = 6900 \text{ 万円}$
B: 上記と同計算 6900 万円

合計 6900 万円 + 6900 万円 = 13800 万円が**相続税の総額**。

4. 各人ごとの取得割合に応じて税金を按分
A: $13800 \text{ 万円} \times 80\% (4 \text{ 億円}/5 \text{ 億円})$
= 11040 万円
B: $13800 \text{ 万円} \times 20\% (1 \text{ 億円}/5 \text{ 億円})$
= 2760 万円

これに変わり、**遺産課税方式**とは、相続人の数や遺産分割に関係なく、被相続人(亡くなった人)の財産だけに着目して課税。たとえば「遺産が 5 億円ならば相続税は 1 億円」といった具合になり、相続人等は、税引き後の残った財産を分割することになります。被相続人の財産の一部を社会に還元するという考え方です。アメリカ・イギリスがこの方式を採用しています。

自民党政権での平成 21 年改正予定の見送り

現行の方式(法定相続分課税方式)を(遺産取得課税方式)へ改正される予定でしたが、政権交代により見送られることになりました。